

山梨県公報

第一千二百七号

平成十三年

七月五日

木曜日

目次

規則

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………三七九

告示

救急病院等からの申出の撤回……………三八一

救急病院等の認定……………三八一

予防接種の業務を行う医師……………三八一

予防接種の業務の承諾を撤回した医師……………三八一

道路の区域変更……………三八二

公告

落札者等の決定について……………三八二

換地処分の届出(二件)……………三八二

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三八三

土地改良区役員の退任及び就任……………三八三

公安委員会

遊技機の型式の検定……………三八三

正誤

平成十三年三月十五日付け第千七百七十七号中……………三八四

平成十三年三月二十六日付け第千八百十号中……………三八四

平成十三年三月三十日付け号外第二十一号中……………三八五

規則

山梨県規則第七十七号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年七月五日

山梨県知事

天野

建

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び搜索」を「、搜索及び差押え」に改め、同項第三号中「及び主事」を「、主事及び技師」に改める。

第五十三条の十一の四を次のように改める。

第五十三条の十一の四 削除


第五十三条の十一の五中「第百二十条第四項」を「第百二十条第三項」に改める。

第五十三条の十二を次のように改める。

第五十三条の十二 削除

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。


第1号様式(第2条関係)

<p>写真</p> 	第	号
	所 属	
	山梨県吏員 氏	名
	山 梨 県 徴 税 吏 員 証	
	年 月 日交付	
	山梨県知事 氏	名印

9センチメートル

9センチメートル

第2号様式(第3条関係)

<p>写真</p> 	第	号
	所 属	
	山梨県吏員 氏	名
	山 梨 県 検 税 吏 員 証	
	年 月 日交付	
	山梨県知事 氏	名印

9センチメートル

9センチメートル

第百十六号様式を次のように改める。

第116号様式 第3条

第百二十一号様式を次のように改める。

第121号様式 第3条

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第一号様式及び第二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県県税条例施行規則第二条第二項又は第三条第二項の規定により交付された徴税吏員証又は検税吏員証は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則第二条第二項又は第三条第二項の規定により交付された徴税吏員証又は検税吏員証とみなす。

告示

山梨県告示第三百三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。

平成十三年七月五日

名	称	所	在	地
国民健康保険富士吉田市立病院		富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一号		

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第三百三十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十三年七月五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 天野 建

名	称	所	在	地
---	---	---	---	---

国民健康保険富士吉田市立病院

富士吉田市上吉田千五百四十二番地

二 認定期間

平成十三年五月一日から平成十六年四月三十日まで

山梨県告示第三百三十六号

山梨県下各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第一条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十三年七月五日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
渡辺 美紀	蕪崎市本町三丁目五番三号 蕪崎市立病院
安部 吉彦	蕪崎市蕪崎町岩下千二百三十二番地 ならさき泉野内科小児科クリック
古市 嘉行	南都留郡河口湖町船津六千六百六十三番地一 山梨赤十字病院
小林 浩司	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院
中村 誠	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院
赤羽 弘資	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院
大野 博	塩山市西広門田四百三十三番地一 塩山市民病院

山梨県告示第三百三十七号

山梨県下各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の承諾をした次の医師により、その承諾が撤回された。

平成十三年七月五日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
星合美奈子	富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一号 富士吉田市立病院

太田 正法	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地	上野原町立病院
小寺 浩司	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地	上野原町立病院
橋本三記子	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地	上野原町立病院
内藤 敦	南都留郡河口湖町船津六千六百六十三番地一	山梨赤十字病院
山城 大	韮崎市本町三丁目五番三三	韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院
小俣 一也	大月市大月一丁目二十三番七号	小俣医院

山梨県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十三年七月二十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年七月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三五八号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東八代郡中道町大字上向山字中原八九一番地先から 東八代郡中道町大字上向山字中原一五〇四番地先まで	七・六 一〇・五	七・三 八・〇	一〇六・五	一〇六・五

公 告

落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十三年七月五日

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県知事 天 野 建

- 一 山梨県新税務システム開発業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十三年六月五日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 落札金額
四億八千四百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日
平成十三年四月十九日

換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定により、長坂町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により、次のとおり公告する。
平成十三年七月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 地区名
長坂町下条上地区
- 二 換地処分をした年月日
平成十一年十一月二十四日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
四十八人

換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定により、長坂町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年七月五日

一 地区名

長坂町下条地区

山梨県知事

天 野

建

二 換地処分をした年月日

平成十一年十二月三日

三 換地処分をした土地の権利者数

六十九人

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年七月五日

山梨県知事

天 野

建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡白根町在家塚字神ノ木六五〇の二及び六五〇の三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び白根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡白根町在家塚六百五十番地 一 有限会社フン・フン・ヴィレッジ 代表取締役 岩谷仁

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年七月五日

山梨県知事

天 野

建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町中下条字一里塚六二九の一及び六二九の六

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡敷島町島上条四百四十三番地 有限会社オノ 代表取締役 小野弘勝

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年七月五日

山梨県知事

天 野

建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
監 事	長澤 幸雄	中巨摩郡榊形町桃園七七番地	平成十三年三月三十一日

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
監 事	藤森 二郎	中巨摩郡榊形町桃園一〇五七の二番地	平成十三年四月一日

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の

規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年七月四日までとする。

平成十三年七月五日

山梨県公安委員会
委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式	概要		検定番号
		型式名	製造業者又は輸入者名	
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三號佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	デジタル	ベルコ株式会社	一四〇一〇三
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三號佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ピンクベ	ベルコ株式会社	一四〇二二九
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三號佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ワンパー 30	ベルコ株式会社	一四〇一三〇
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三號佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ピンクベ	ベルコ株式会社	一四〇一九八
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR・新編取物語 J	株式会社平和	一〇〇一九六
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八〇番地の四	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	マジック スクエア	株式会社エマ	一四〇一三八
株式会社グアイドー 代表取締役 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	ゴーゴースクエア	株式会社グアイドー	一〇〇一九四

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一八九	上	初めから十六	あけぼの医療福祉センター	北病院
一八九	下	初めから十六	改良普及監	改良普及幹
一八九	下	初めから二	改良普及監	改良普及幹
一八九	上	初めから十五	改良普及監	改良普及幹
一九〇	上	初めから六	改良普及監	改良普及幹
一九〇	下	初めから四	二種	一種
一九〇	下	初めから五	四種(人事委員会が認める者にあつては三種)	四種
<p>平成十三年三月二十五日山梨県人事委員会規則第五号(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)</p> <p>平成十三年三月二十六日山梨県人事委員会規則第十号(山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則)</p>				

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ファイバー I もののけ DX	株式会社三共	一〇〇一八六
株式会社グアイドー 代表取締役 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	グアチヨウ グラブ G	株式会社グアイドー	一四〇一八九
株式会社グアイドー 代表取締役 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	グアチヨウ グラブ U	株式会社グアイドー	一四〇一三三

平成十三年三月三十日山梨県人事委員会規則第十七号(山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

一九〇 下 終わりから二 研究管理監

研究管理幹

三七	下	終わりから九	臨床工学士長	臨床工学士長
三八	上	初めから十	臨床工学技師	臨床工学技師
三八	下	初めから一	一博士課程修了	一博士課程修了
三八	下	初めから十一	若しくは	若しくは歯学に関する学 科)
三八	下	終わりから十二	旧東京大学	旧東京教育大学
三九	上	初めから十五	旧職業能力開発総合大学 校	旧職業能力開発大学校
三九	上	初めから二十一	第一主資格検定試験	第一種資格検定試験
三九	上	終わりから四	臨床工学技師法	臨床工学技士法
三九	上	終わりから四	臨床工学技師学校	臨床工学技士学校
三九	上	終わりから三	臨床工学技師養成所	臨床工学技士養成所
三九	下	初めから十八	あつては	あつては
三九	下	終わりから二十	「あん摩マッサージ指 師法」という。	「あん摩マッサージ指 師法」という。
四〇	上	初めから十二	航空保安学校	航空保安大学校
四一	上	初めから十五	旧航空保安職員研修所	旧航空保安職員研修所
四一	下	初めから十	高等学校通信教育課程	高等学校通信教育課程
四一	下	初めから十二	大学入学試験検定規定	大学入学資格検定規程
四一	下	終わりから四	旧琉球教育法	旧琉球教育法
四二	下	終わりから八	臨床工学技師	臨床工学技士

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番